

# 会計規約

本規約は 2013 年 7 月 31 日より施行される

## 第一条: エントリー代について

- 1 項: 出場チームはエントリー代を納める義務がある.
  - 1: 出場チームとは今大会に出場を表明したチームを指し, 1 チームの人数はその年の大会ルールに従う.
  - 2: たとえ出場を辞退したとしても, エントリーを表明したチームはエントリー代を支払わなければならない. ただし, ABU ロボコン本戦出場大学に所属するチームが出場を辞退した場合, そのチームは支払の義務を持たない.
  - 3: 会計担当大学は東海地区交流ロボットコンテストエントリー締切日より 2 週間以内までにエントリー代を概算し, エントリー代の確定額を参加大学に通知しなければならない.
- 2 項: エントリー代とは「大会開催に必要とした正味の経費」を出場チーム数で割った額である.
  - 1: 各チームのエントリー代の支払い義務はエントリーを表明した時点で生じる.
  - 2: 第一条 2 項-1 により生じたエントリー代の支払いの義務とは, 大会当日までにエントリー代を銀行口座を通じて会計担当大学に納めることである.
  - 3: 「大会開催に必要とした正味の経費」とは, 運営大学が東海地区交流ロボットコンテスト開催のみを目的とした支出と収入の差分を指す.
  - 4: エントリー代は 1 円単位とし, 小数点以下を切り捨てた額とする.
  - 5: 東海地区交流ロボットコンテスト開催のみを目的とした支出とは, フィールド製作費, 徽章代, 会場代等東海地区交流ロボットコンテスト運営に際して必要となる支出であり, 各大学のロボットの製作費等は含めない.
  - 6: どうロボ運営委員会はその性質上, 特定の銀行口座を設けそれを管理することが困難である. そのため東海地区交流ロボットコンテスト開催のみを目的とした収入が支出を上回った際, その金額を出場チーム数で割った額を各出場チームに還元する.
  - 7: エントリー代は会計担当大学が設定する.
- 3 項: 原則として一度納めたエントリー代を返すことはない.

## 第二条: 返金について

- 1 項: 返金は原則第三条に従い提出されたレシート又は領収書に記載された額に基づく.
  - 1: 返金額は各自確認する必要がある.
  - 2: 不明瞭もしくは不審な点がある場合は当時もしくは現役の会計担当者に速やかに知らせる必要がある.
  - 3: 各参加大学は使用した金額とその詳細を大会一週間前までに会計担当大学に申請する.

4: ABU ロボコン本戦出場大学に所属するチームが出場を辞退した場合、その大学への返金は認めない。

2 項: 返金は大会終了後に行う。

1: 返金は各参加大学が用意した銀行口座を通して大学単位で行う。

2: 返金の際の振込記録を返金証明とする。

### 第三条: レシート又は領収書について

1 項: 大会の経費で買い物をして立て替えた場合はレシート又は領収書を会計担当大学に提出する必要がある。

1: 単品で 3,000 円を超える品を購入する場合は、原則会計担当大学での承認を必要とする。

2: 同一のものを複数個購入する事で 4,000 円を超える場合は、第三条 1 項-1)に順ずる。

3: 承認が必要な場合において、承認を伴わないレシート又は領収書を会計担当者は受理してはならない。

4: レシート又は領収書は東海地区交流ロボットコンテスト開催日までにその明細を会計担当者に知らせた上で、大会当日に提出する必要がある。

5: すでに提出されたレシート又は領収書であっても、その内容に疑問点がある場合は会計担当大学にて検討した後には受理とすることができる。

2 項: レシート又は領収書の裏面に購入者の所属大学、氏名、購入物、提出日、合計金額、購入場所の以上 6 項目を記載する必要がある。

1: レシート又は領収書の裏面に記載されている内容に不備がある場合、会計担当者はそのレシート又は領収書を受理してはならない。

2: レシート又は領収書は各参加大学の代表者がその大学分をまとめて会計担当大学に提出する。

3: レシート又は領収書の裏面に記載されている大学と提出者の所属大学が異なる場合は会計担当者はそのレシート又は領収書を受理してはならない。

4: 第三条 2 項にある「購入物」は、その品名並びに購入数を可能な限り詳細に書く必要がある。

5: 購入物の用途が不明瞭だと会計担当者が判断した場合は、その用途も書く必要がある。

3 項: 大会運営に関係のないレシート又は領収書を受理してはならない。

4 項: レシート又は領収書がなければ原則として返金を認めない。

1: レシート又は領収書を提出前に紛失した場合、その額によらず返金を認めない。

2: レシート又は領収書が存在しない場合に限り、会計担当大学の承認を持ってそれを例外的に認める。

#### 第四条：協賛費の取り扱いについて

- 1 項：東海地区交流ロボットコンテストに対する企業・団体からの協賛費は運営委大学の判断により受け取ることができる。
  - 1：協賛費の内容や受け取り方法については企業・団体と交渉を行い、運営側および協賛側双方の不利益にならないように決定する。
  - 2：協賛費に関する交渉は原則としてスポンサー担当大学が行う。
- 2 項：協賛費は東海地区交流ロボットコンテスト大会運営にのみ使用が可能であり、その他の使用は認めない。
- 3 項：その年の会計担当大学によって使いきれない協賛費は極力受け取らない。
- 4 項：とうロボ運営委員会は協賛費の取り扱いに関する全責任を負う。

#### 第五条：会計担当者の責務について

- 1 項：会計担当者は大会の経費、エントリー代を管理する義務を負う。
  - 1：会計担当者は日本銀行券以外の金券等も管理する必要がある。
- 2 項：会計担当者は年ごとに交代する。
  - 1：会計担当者の任期はその年の 1 月から大会開催月までとする。
  - 2：次期会計担当者は会計担当大学により指名され、決定する。
- 3 項：会計担当者はエントリーを表明した全チームからエントリー代を徴収し、またレシート又は領収書を受領し、その返金の用意をする義務がある。
  - 1：会計担当者は第一条から第四条に従い誠実にその業務を行う必要がある。
- 4 項：会計担当者は大会運営の会計情報を公開する義務がある。
  - 1：会計担当者はホームページ担当者を通じて会計情報を公開する必要がある。
  - 2：第五条 4 項並びに第五条 4 項-1 に示される「会計情報」とは第 1 条に示されるエントリー代、第 2 条に示す返金の情報、第三条に示すレシート又は領収書の裏面に記載されている情報、並びに収支報告である。
  - 3：会計担当者は個人や各団体の情報管理を徹底し、情報漏えいには細心の注意を払わなければならない。
  - 4：会計担当者は正規の情報を改竄することは許されず、虚偽の報告をしてはならない。
- 5 項：会計担当者は会計情報に関する疑問を受けた場合、それに答える必要がある。
  - 1：第五条 5 項の示す「会計担当者」は過去のそれを含む。
- 6 項：会計担当者が大会運営の経費、エントリー代を紛失した際は、出場校の代表者がその過失割合を議論し、それに従い賠償責任を求める。
- 7 項：会計に関する個人情報は大会運営に関する事柄以外には使用しない。
- 8 項：会計担当大学が ABU ロボコン本戦に出場し、とうロボに参加できなくなった場合、確実な引継ぎを条件に会計担当大学を辞退できる。

第六条：本規約の規定について

- 1 項：出場チームは本規約に従う義務がある。
  - 1：出場チームである限りいかなる例外も認めない。
- 2 項：本規約は少なくとも 1 年に 1 度見直すことを必要とする。
  - 1：会計担当大学交代後、5 ヶ月以内に見直すものとする。
  - 2：見直しはその年の会計担当大学が行う。
  - 3：見直しには原則会計担当大学の代表者、会計担当者の参加を必要とする。
- 3 項：参加大学の過半数の賛成を以って本規約により左右されない例外を認めることができる。
- 4 項：本規約に従わない出場チームに対しては出場制限をかける。